

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会

目 次

I 基本方針	1
II 業務運営の活動方針.....	1
III 重点的な取組計画	2
IV 事業内容	5

【総務課】

1 法人運営事業	5
2 センター受託管理運営事業	6

【地域福祉課】

1 地域福祉事業	7
2 安芸高田市共同募金委員会事務事業	11
3 日本赤十字社広島県支部 安芸高田市地区事務事業	11

【地域包括支援センター】

1 地域包括支援センター事業	12
----------------------	----

【介護支援課】

1	介護保険事業	14
2	障害者自立支援事業	18
3	移動支援サービス事業	18
4	介護福祉事業	19

令和 7 年度 安芸高田市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

近年、ひきこもりやゴミ屋敷問題、親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子どもが同居している世帯が抱える問題（8050 問題）といった複合的な課題など、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化しています。

このような社会情勢を踏まえ、新たに第 3 次地域福祉活動計画を策定し、「ともに支えあい 心豊かに」を基本理念に

- 1 地域福祉活動を支える人づくり
- 2 地域で支えあう力を高めるつながりづくり
- 3 安心・安全に暮らせる地域づくり

の 3 項目を業務運営の活動目標として掲げ、住民主体による地域福祉の推進をめざし、様々な福祉課題に対して個別支援と地域での協働による解決に向けた取り組みを推進します。

また、「地域共生社会」の実現に向けた地域における包括的支援体制の構築を具体化するため、高齢、障がい、子育て、生活困窮といった分野ごとの相談を一体的に受け止める重層的支援体制整備の推進に向け、局内だけでなく行政や関係機関等と連携して事業を推進します。

介護保険事業においては、人員の適正配置と経費の節減を行なうことにより、介護報酬収入と人件費などの事業費との均衡に配慮した運営に取り組みます。

加えて、有資格者の確保や在職職員の資格取得に努めて、利用者へのサービスの質と職員スキルの向上、介護報酬の獲得を図ります。

さらに、ふれあいセンターこうだの管理の在り方を早期に検討して、支所や福祉用具貸与事業および通所介護事業などの具体的な取り組み内容を決定し、安定した経営に努めます。

II 業務運営の活動方針

- 1 地域の福祉活動を支える人づくり
 - 1-1 地域への関心と福祉意識の醸成
 - 1-2 地域の福祉を支える担い手づくり
 - 1-3 福祉・介護人材の確保・育成、定着に向けた取り組み
- 2 地域で支えあう力を高めるつながりづくり
 - 2-1 地域のつながりづくりと顔の見える関係づくり
 - 2-2 困難を抱える人への支援の充実
 - 2-3 災害時に強い福祉支援体制

- 3 安心・安全に暮らせる地域づくり
 - 3-1 情報発信情報共有の充実
 - 3-2 地域生活課題の多様化・複雑化・複合化への対応
 - 3-3 組織力の強化
 - 3-4 権利擁護の推進
 - 3-5 協働による地域福祉の推進
 - 3-6 相談窓口の充実

III 重点的な取組計画

本年度における重点的な取組計画は、次のとおりです。

1 地域の福祉活動を支える人づくり

1-1 地域への関心と福祉意識の醸成

出前講座などにおいて地域の福祉活動について紹介し、住民が福祉に対する関心と意識を高めることができるよう取り組みます。

また、ボランティア講座の開催やボランティア体験の機会などの提供、さらには、学校や教育現場における福祉活動や学習会に協力し、幅広い世代の方々に福祉に対する理解を得られるよう取り組みます。

1-2 地域の福祉を支える担い手づくり

生活支援体制整備事業の実施に向けて、地域の福祉活動を支える社会資源や担い手であるボランティアの発掘とその活動を支援するため、生活支援コーディネーターの育成と地域福祉会議事業の推進に努めます。

また、ボランティア養成講座や協力員合同研修会を開催し、地域福祉活動の新たな担い手の確保と育成を行ないます。

さらに、支所職員と地域住民が協働し地域福祉を推進することができるよう、地域福祉のリーダー研修の開催を検討し、リーダーの養成に取り組みます。

1-3 福祉・介護人材の確保・育成、定着に向けた取り組み

福祉サービスの提供事業者として人材の確保に努め、研修会への参加による職員のスキルアップを図ります。

また、人材確保に向け事業者が抱える課題を整理し、行政、関係機関等によるワーキングチームを立ち上げ、その解決に向けた取り組みを行ないます。

2 地域で支えあう力を高めるつながりづくり

2-1 地域のつながりづくりと顔の見える関係づくり

引き続き、地域福祉会議やふれあいサロンなど、住民の身近な場所での小地域活動を推進します。

民生委員・児童委員などと連携しながら、子どもやその保護者、高齢者ならびに青年層との交流や、子どもとの遊びの場づくりなど幅広い世代間の交流活動を進め、新たな住民同士のつながり方を検討・実施していきます。

2-2 困難を抱える人への支援の充実

生活に困窮している方々への生活相談支援を行ない、必要に応じて生活福祉資金の貸付や関係機関との協働により就労支援等へつなげます。

フードマッチング事業について、住民や企業などに理解と協力を呼びかけ、食糧を必要とする方々を支援します。

また、身近な公共施設などにおいて、子育て中の親子同士の交流や障がいのある人やその家族の交流の場への積極的な参画、見守り活動の促進や相談支援に取り組みます。

さらに、ひきこもりや地域で孤立している人が社会参加できるよう、集いの場などへの参加を促進します。

2-3 災害時に強い福祉支援体制

災害ボランティア講座等を開催し、災害ボランティアへの登録を推進します。

被災者生活サポートボラネット委員と連携し、災害発生時に災害ボランティアセンターの設置と運営、ボランティアの受け入れや調整が円滑に行えるよう、それぞれの役割の確認とシミュレーション研修を実施します。

また、出前講座等において、小地域活動における平常時からのつながりづくりの大切さを啓発します。

3 安心・安全に暮らせる地域づくり

3-1 情報発信と情報共有の充実

「社協だより」や「包括だより」などの広報紙により、福祉や健康、住民が参加できる地域活動などの情報を発信します。

福祉の制度や事業に関する出前講座の実施や地域福祉会議などにおいて地域福祉活動の先進地区の事例の提供等を行ないます。

支援を必要とする人に対する地域ケア会議やケース会議を実施し、情報共有や関係機関とのネットワークの構築を図ります。

3-2 地域生活課題の多様化・複雑化・複合化への対応

地域の生活課題の解決に向けた取り組みを推進するため、まず、様々な課題の把握に努めます。

権利擁護や生活困窮の相談において、複雑化・複合化した課題の発見に努め、関係機関等と連携し、包括的な支援に取り組みます。

また、生きづらさを抱え社会的に孤立している方に対し、行政や関係機関と連携し、分野を横断したきめ細かい相談支援に努め、アウトリーチによる社会参加のきっかけづくりや居場所づくりに取り組みます。

3-3 組織力の強化

社協の安定した経営、職員の資質向上および財政基盤の強化を図り地域福祉を推進するため、生活支援体制整備事業の実施を踏まえた中期経営計画を策定します。

あわせて、住民や関係機関、関係団体等と連携し、地域課題を把握するとともに、多様な福祉サービスを提供・調整する拠点づくりと社協組

織の機能強化に取り組めます。

また、地域課題の解決のため、各部署と横断的な協議を定期的を実施し、職員間の連携と各職員の課題解決スキルの向上に努めます。

さらに、安定・継続的に地域福祉を推進するため第3次中期経営計画を策定し、計画の進捗管理、評価及び見直し、計画に沿った組織経営の実施と、弁護士、社労士等との連携によるコンプライアンス体制の整備を図ります。

3－4 権利擁護の推進

成年後見制度に関する情報提供や利用支援に取り組めます。

また、地域福祉や権利擁護事業の広報や啓発活動を実施するとともに、職員や生活支援員の資質向上などの支援体制の強化に努めます。

さらに、権利擁護センターの開設に向け市と連携を図ります。

3－5 協働による地域福祉の推進

地域福祉会議の活動およびボランティアコーディネーター、民生委員・児童委員などとの連携により、地域福祉の推進体制を強化します。

また、局内の横断的な連携に努めるとともに、地域福祉会議を中核として、行政、ボランティア、学校、各種団体や企業など、あらゆる人・機関が協働して地域福祉を推進する協働の場づくりに努め、地域福祉の推進体制の整備をめざします。

3－6 相談窓口の強化

生活課題が多様化・複雑化する中、生活の困りごとや不安を抱えた人のために、誰もが気軽に相談できる場づくりに努めます。

また、相談内容に応じて専門的な関係機関につなぐ連携体制の構築を行ないます。

さらに、各地区で、様々な生活課題等を関係機関が円滑に把握・情報共有して円滑にその解決が図れる体制を整備するため、行政等と連携します。

IV 事業内容

【総務課】

1 法人運営事業

区 分	内 容
会 議 関 係	理 事 会：計画・報告・予算・補正・決算他
	監 事 会：決算監査（年度末）
	評議員会：予算・補正・決算
理事全員協議会	理事会提出議案について 事業計画・企画、予算・決算等について
評議員選任・ 解任委員会	評議員の選任について
正副会長会議	社会福祉協議会の方針、課題調整について
地域福祉会議議長会	計画・予算・助成金の決定について
福祉委員会議	各町において福祉委員会議を開催する 福祉委員制度および社協事業について
生活福祉資金 貸付審査会	生活福祉資金貸付審査等
社会福祉事業 調整協議会	市行政と補助事業・委託事業について連絡調整
衛生委員会	職員の安全、健康の確保について 新型コロナウイルス等感染症に関することについて 職員のメンタルヘルスについて
会費関係	① 戸別会費（500 円） 福祉委員を通じ協力依頼 ② 賛助会費（1,000 円）団体会費（3,000 円） 依頼文書の発送

区 分	内 容
役職員関係	①理事・監事・評議員研修 ②幹部会議 全体幹部会議 毎月第1、第3月曜日 ③職員研修 ・計画的な研修体制による職員のスキルアップ、サービスの質の向上を図る。 ・中央福祉学院への研修や、県社協が実施する研修会への参加 ・顧問会計士、弁護士や社会保険労務士の専門家による研修を行ない、法令遵守に努める。 ・産業医による、メンタルヘルスや感染症予防に係る研修 ・警察署指導員による、交通安全に係る法令遵守についての研修

2 センター管理運営事業

区 分	内 容
保健センター	①会議室、健康増進室等の貸出受付 ②センターの管理・運営
ふれあいセンター いきいきの里	① 広間、会議室、調理室等施設の貸出受付 ② センターの管理・運営 ③ 子育て支援センター事業の運営
ふれあいセンター こうだ	①会議室、調理室等施設の貸出受付 ②センターの管理・運営

【地域福祉課】

1 地域福祉事業

区 分	内 容
地域福祉会議事業 (重点)	① 住民が主体的に地域の福祉課題を把握し、解決に向けて取り組む福祉活動の支援 ② 地域の支え合い活動を推進するための、地域福祉会議と生活圏域での話し合いの場や支援関係機関・団体、行政等との連携 ③ 地域福祉会議議長会議の開催 ④ 地域福祉会議委員の研修 ⑤ 地域担当者の配置 ⑥ 各地域福祉会議による特色ある支え合い活動の取り組み支援 ⑦ 地域支援・個別支援推進に向けた社協局内の連携強化
日常生活応援 サービス事業 ほほえみネット (重点)	① ほほえみさん(協力員)による、日常生活応援サービス ② ほほえみさんの確保 ③ 利用料および、支援内容の見直し ④ 研修会および交流会の開催 ⑤ 介護保険事業所等と連携、広報啓発
ふれあいサロン 事業 (重点)	① 住民の誰もが気軽に寄り合い、健康づくり、孤立予防や見守り等を行なう ② サロン代表者との連絡調整 ③ サロンに関する調査、研究および情報提供 ④ サロン開設に関する相談対応、登録等 ⑤ サロン運営体制の見直し
小地域のお茶の間 サロン事業	① 軽度の認知症の方や、地域の高齢者等の日中の居場所提供を行なう。孤立予防や安否確認等、支え合い活動へと展開させていく。 ② 補助金終了地域への継続した支援 ③ 要綱の整理 ④ 地域包括支援センター等の関係機関との連携 ⑤ サロンへの移行検討を含めた、事業の見直し

区 分	内 容
認知症カフェ事業	① 認知症の方、家族の日中の居場所の提供 ② 認知症による不安や悩みを専門職員等による相談対応 ③ 地域の方へ認知症の理解を深める ④ 地域包括支援センター等の関係機関との連携 ⑤ 運営協力員（ボランティア）の確保・養成 ⑥ 協力員報酬の見直し（R8 年度へ向けて検討） ⑦ 事業普及および広報啓発 ⑧ 各町、月に 1 回実施
福祉・介護 出前講座	① 地域の会合やサロン、学校等からの申し込みにより、福祉や介護に関する出前講座を開催 ② メニューから選んだ講座内容を実施 ③ 社協職員のスキル向上
福祉サービス 利用援助事業 「かけはし」	① 生活支援員による福祉サービス利用の手続き、日常的 金銭管理の支援サービスおよび書類等の預かり ② 生活支援員の登録、連携、確保 ③ 生活支援員・専門員研修会参加 ④ 事業普及および広報啓発 ⑤ 県社協、行政機関、民生委員児童委員等と連携 ⑥ 地域包括支援センターとの連携 ⑦ 社協職員のスキル向上
成年後見事業	① 成年後見制度における後見・保佐・補助類型の受任 ② 被後見人等の財産管理、身上監護等 ③ 成年後見制度の研修会開催 ④ 成年後見事業契約締結審査会 ⑤ 行政機関、地域包括支援センター、県社協等と連携 ⑥ 事業普及および広報啓発 ⑦ 権利擁護センター設置に向けての調査、協議、視察研修、勉強会の実施
ボランティア活動 事業	① ボランティアに関する調査・研究 ② ボランティア相談・登録・斡旋および紹介 ③ イベント等への取組変更 ④ ボランティア講演会開催（年 1 回） ⑤ ボランティア登録者・団体との災害時連携 ⑥ ボランティア連絡協議会との連携

区 分	内 容
被災者生活サポートボラネット事業	① 災害時のボランティアセンターの立上げ、運営 ② 災害時を想定した、関係機関とのネットワーク強化 ③ 安芸高田市被災者生活サポートボラネット推進会議の開催 ④ 座学研修もしくはシミュレーション研修
安心生活創造事業	① 登録訪問員による一人暮らし、高齢者、障がい者世帯の見守り、日々の困りごとのお手伝い (巡回訪問) 月 1 回 (契約訪問) 定期訪問 (週 1 回程度) ② 登録訪問員お太助ポイントの付与 ③ 対象者実態把握調査 (社協職員) ④ 民生委員児童委員等と連携
ファミリー・サポート・センター事業	① 提供会員による育児支援応援サービス ② 日中の子どもの預り ③ 病後児預り ④ 宿泊預り ⑤ 小学校・保育所・児童館等と連携 ⑥ 相互支援に必要な講習会および交流会の実施 ・交流会 (年 1 回) ・AED 講習 (年 1 回) ⑦ 提供会員の確保 ・提供会員講座の開催
子育て支援センター一時預り事業	① 施設 (ふれあいセンターいきいきの里内) での一時預りサービス ② 研修会および交流会の実施 ③ 他事業所への移行に向けた連携
障がい者地域生活アシスタント事業	① 生活協力員による生活援助、見守りサービス ② 生活協力員の登録および派遣 ③ 関係機関・団体等との連携 ④ 生活協力員養成研修の開催 (年 1 回) 事業普及および広報啓発

区 分	内 容
配食サービス事業 (八)(高)	① 高齢者向けに配慮され、衛生的に調理された食事を配食協力員により自宅へ配達し、安否確認も行なうサービス ② 対象地域：八千代・高宮 ③ 対象者：市の認定による概ね 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯等
生活福祉資金貸付事業	① 低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施 ② 県社協受託事業 ③ 県社協申請書の進達 ④ 民生委員児童委員等との連携 ⑤ コロナ特例貸付借受人へのフォローアップ支援 ・ 償還、猶予相談、手続き等支援 ・ 電話、訪問による世帯状況等のアセスメント ・ 償還免除者を含む支援
福祉・介護人材確保基盤整備事業	① 社協、行政、福祉関係団体などの福祉・介護人材確保等総合支援協議会での福祉・介護人材の安定の確保、育成、定着に向けた取り組みを実施する ② ネットワーク構築に向けた取り組みとして、テーマ別にワーキンググループを立ち上げます ③ 協議会の開催（年 3 回）
フードマッチング	① 生活相談等があった生活困窮者及び世帯に対し、関係機関との連携による食品の提供 ② 関係者や関係団体との連携を含め、支援に食品を活用していく事業展開を行う ③ 食品提供をきっかけに、継続的な関わりを持ち、問題や課題を一緒に整理し、信頼関係を築き必要な支援につなげていく
包括的な支援体制への取り組み	① 生活支援体制整備事業受託に向けた市と連携協議 ② 重層的支援体制整備に向けた市と連携協議 ③ 権利擁護センター設置に向けた市と連携協議

【関連機関事務事業】

○安芸高田市共同募金委員会事務事業

区 分		内 容
一般配分金事業	社会福祉協議会事業	① ふれあいサロン事業 ② ボランティア活動事業 ③ 被災者生活サポートボラネット事業 ④ 配食サービス事業 ⑤ 小地域のお茶の間サロン事業 ⑥ 認知症カフェ事業 ⑦ ほほえみネット事業 ⑧ 地域福祉会議事業
	地域助成配分	①配分金による地域助成金の公募
募金運動		① 戸別募金：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※500 円/戸 ② 法人募金：法人へ協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 職域募金：市役所、企業等職員への協力依頼 ④ 街頭募金：街頭での協力依頼 ⑤ イベント募金：市内行事等での協力依頼 ⑥ その他の募金：募金箱設置等 ⑦ インターネット決済での募金の周知、推進

○日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区事務事業

区 分	内 容
日本赤十字社 広島県支部 安芸高田市地区 事務事業	① 戸別会費：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※ 500 円/戸 ② 法人会費：法人へ県支部から協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 救急法、幼児安全法、健康生活支援講習等の受付 ④ 災害、火災等被災世帯への支援 ⑤ その他、災害等の募金箱設置

【地域包括支援センター】

1 地域包括支援センター事業

区 分	内 容
地域包括支援センター事業	高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、生き甲斐と尊厳をもって自分らしい暮らしが最後までできるように、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。 また、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図るため、構築したネットワークを強化します。 1 総合相談支援事業の充実 専門的な相談支援や、関係機関との連携により、受け付けた相談内容の早期解決につなげます。地域福祉課と定期情報共有で相談体制の充実を図ります。 また、包括だより、出前講座等による周知活動を継続し、地域に潜在する支援が必要ではあるが自ら発信できない方を発見するためのアウトリーチについても幅広い体制を図ります。 2 権利擁護事業の充実 一人暮らしや認知症など、判断能力の低下や支援者不在により、その人らしい生活を継続することが困難な高齢者等に対して、各専門職が連携して、専門性に基づいた支援を行います。 ① 虐待及び困難ケースへの対応 ② 権利擁護ネットワークへの参加 ③ 消費生活相談窓口との連携構築 ④ 成年後見制度の啓発活動 3 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実 さまざまな生活課題を抱える高齢者が、課題に応じた社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、地域包括ケアシステムの構築をめざします。 ① 居宅連絡協議会、主任介護支援専門員との連携による困難ケース等の個別相談支援 ② 認知症カフェ等、当事者・家族へ専門職として相談支援します。 ③ 認知症ケアパスの活用や地域住民向けの広報啓発 ④ 事業所間同士の連携強化や課題共有による質の高いサービス提供のための支援 ⑤ 退院支援等の要請に速やかな連携・機動のための信頼関係の構築

区 分	内 容
地域包括支援 センター事業	4 地域ケア会議の充実 地域の関係機関との連携、介護支援専門員の後方支援等を通じた包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。また、地域ケア会議を通じ、個別課題の解決、地域課題の抽出と解決に向けて行政へ積極的に提案していきます。 5 介護予防ケアマネジメント事業の充実 在宅で自立した日常生活を営むためのマネジメントを行い、適切な介護予防サービスにつなぐため、自立支援型ケアマネジメント研修会、事例検討会等を開催し、行政、関係機関と連携を図り、サービスが適切に提供できるよう支援を行ないます。 6 事務改善（情報化）に向けた取組 事務負担の軽減のため市と連携し、業務ソフトの更新や変更に向けた計画を策定する。 7 人材育成・確保への取り組み 看護学生の臨地実習受け入れ等の実施を行ないます。 また市内・外の介護支援専門員更新研修時、ケアマネとして未就労の方の書類手続き等で人材の情報収集等を行ないます。
介護予防支援 事業	1 指定介護予防支援事業所の充実 要支援 1．要支援 2 の認定を受けた高齢者に対し、「自立支援」に向けて過不足なくサービス提供できるようにケアプランを作成。 また、業務の一部を委託し、委託事業所との連携を強化するとともに、円滑な運営に取り組みます。

【介護支援課】

1 介護保険事業

区 分	内 容
居宅介護支援事業	居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 ③ 事業所管理者による管理者会議の実施（月 1 回） ④ 専門性の高い人材の確保。法令遵守（特定事業所加算Ⅱ対象要件の維持） ⑤ 受託事業（介護予防、介護予防ケアマネジメント、認定調査、住宅改修）の実施 ⑥ 請求業務担当者との連携 2. 人材育成・確保 ① 介護保険事業全体研修計画の策定・実施 ② 各自の研修計画に沿った外部研修受講支援 ③ 専門資格の更新や主任介護支援専門員取得のための研修受講支援 ④ 介護支援専門員実務研修実習の受け入れの協力 ⑤ 他法人と共同した事例検討会、研修会の実施 3. 事業の充実・強化 ① 情報共有や業務改善、専門性の向上を目的とした事業所内会議の実施（週 1 回） ② 事業所内事例検討会の実施（月 1 回） ③ 24 時間連絡体制の継続 ④ 自立支援を目指したケアプランの作成 ⑤ 各法令の理解と遵守（BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組と研修の実施） ⑥ 地域包括支援センターからの支援困難ケースの適切な受け入れ体制整備 ⑦ 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践

区 分	内 容
訪問介護事業	居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 ・事業所定例会議（月 1 回） ・事業所管理者の業務改善会議の実施（月 1 回） ③ 専門性の高い人材の確保及び法改正に対応し基準の遵守（特定事業所加算Ⅱ対象要件の維持） ④ 業務改善と介護ソフトの活用で情報の共有と給付管理を一体的に実施 ⑤ 介護報酬請求事務における紙媒体の帳票類作成から勤怠管理システムを活用した電子データ化の推進 ⑥ 事務員との連携強化 ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策 2. 人材育成・確保 ① 介護保険事業全体研修計画の策定・実施 ② 事業所内年間研修計画の策定・実施 ③ 個別研修計画における研修会・外部研修受講支援。資格取得の奨励と人事考課の連動・評価 ④ 処遇改善加算Ⅰの取得継続 特定処遇改善加算Ⅰの取得 ⑤ 介護職員初任者研修講師や現場実習生の受入（吉田高等学校等） ⑥ 地域で未就労の有資格者の登録職員等への登用 3. 事業の充実・強化 ① 個別ケア内容や留意事項等のタイムリーな情報共有（文書等）による適切なサービス提供と記録のデータ化（毎日） ② サービス提供責任者と訪問介護員間の情報伝達や報告、技術指導の実践（月 1 回） ③ 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践 （ケアマネ、訪問看護、包括支援センター、障害基幹相談支援センター等） ④ 各法令の理解と遵守 （BCP・虐待・感染症に関する委員会への出席）

区 分	内 容
通所介護事業	居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に適切な通所介護サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と毎月の進捗状況の把握、事業課題の抽出と改善策の検討 (業務改善会議の実施：月 1 回) ② 介護報酬請求事務における紙媒体の帳票類作成から勤怠管理システムを活用した電子データ化の推進 ③ 利用定員 (20 名) 25 名から 20 名へ 利用者の動向を見ながら利用者定員の見直しを行なう ④ 職員間での情報共有を密にし、質の高いサービスの提供 ⑤ スキル向上による利用者満足度向上への取組 ⑥ ケアマネジャー等への広報活動の実施 ⑦ 利用者等のニーズに応じた柔軟な支援のため送迎計画等を作成 ⑧ コロナ感染症対策の継続 2. 人材の育成・確保 ① 個別研修計画の策定と受講支援、資格取得奨励、および人事考課との連動と評価 ② 管理者、生活相談員の職責の明確化及び業務執行 ③ 介護職員の知識・技術向上に支援チームを作成する 3. 事業の充実・強化 ① 生活相談員と看護職員を中心とし機能訓練の取組体制の確立。他事業所との連携で情報共有を図る。 ② 各法令の理解を深め、基準遵守での事業運営と困難ケースへの対応力の現状把握及び強化 ③ 各種団体・個人からの慰問、ボランティアや職場体験等の受入 ④ 毎日の事業所内ミーティング、定例会議等の実施で業務改善、効率的な業務遂行 ⑤ サービスプログラムを適時更新し自立支援に向けて利用者等のニーズに対応。出前講座などを活用しチラシ等の配布にて地域住民への周知・啓発の強化 ⑥ お昼代の価格改定、見直しを行う

区 分	内 容
福祉用具貸与事業 福祉用具販売事業	居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具貸与や販売の提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 介護報酬の確保 ・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携強化による、新規利用者獲得 ・収支状況の把握と進捗管理 ② 事業所管理者による管理者会議の実施（月 1 回） 2. 人材育成・確保 ① 介護保険事業全体研修の実施 ② 内外部研修への受講 ③ スキル向上による顧客信頼度の強化（新商品の情報取得、専門相談員スキルアップ研修等） 3. 事業の充実・強化 ① サロン等（出前講座含む）参加やホームページの有効的な活用による地域住民等への周知・啓発 ② 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践 ③ 各法令の理解と遵守 （BCP・虐待・感染症に関する取組と研修の実施） ④ 即応性と柔軟性の強化 ⑤ 24 時間連絡体制の継続 ⑥ 福祉用具の展示の充実 ⑦ 福祉用具仕入業者の検討 4. 生産性の向上 ① 各種対応マニュアルの見直し ② ICT 化への検討 紙媒体から電子データ化の推進 ③ 情報共有や業務改善、専門性、質の向上のための事業所会議の実施（月 1 回） ④ 事務要員との連携強化による業務分業化の推進 ⑤ 福祉用具清潔庫と回収庫の設置検討 ⑥ 処遇改善の見直しおよび検討

2 障害者自立支援事業

区 分	内 容
障害者自立 支援事業	居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 事業所定例会議（月 1 回） 事業所長級の業務改善会議の実施（月 1 回） ③ 他事業との並行運営と稼働効率の良いシフト管理 ④ 新型コロナウイルス感染症対策の継続 2. 人材育成・確保 ① 障害福祉サービスに特化した研修会等の受講支援 ② 処遇改善加算Ⅰの取得継続による介護職員への処遇の改善 3. 事業の充実・強化 ① 職員間での情報共有を密にし、質の高いサービスの提供 ② 多職種との連携によるチームケアの実践 ③ 疾病や法令等の理解を深めながらのケース対応力の強化 ④ 各法令の理解と遵守 (BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組)

3 移動支援サービス事業

区 分	内 容
移動支援サービス 事業	屋外での移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介助、その援助にわたる適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。 1. 経営の安定 ① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 事業所定例会議（月 1 回） 事業所長級の業務改善会議の実施（月 1 回） ③ 新型コロナウイルス感染症対策 2. 人材育成・確保 ① 処遇改善加算Ⅰの継続取得による介護職員への処遇改善

区 分	内 容
移動支援サービス事業	3. 事業の充実・強化 ① 職員間での情報共有を密にし、質の高いサービスの提供 ② 多職種との連携によるチームケアの実践 ③ 疾病や法令等の理解を深めながらのケース対応力の強化 ④ 各法令の理解と遵守 (BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組)

4 介護福祉事業

区 分	内 容
福祉用具 自費レンタル事業	自費での福祉用具貸与の提供を行ない、介護保険で対象とならない方でも、自宅での環境を整え、日常生活上の便宜を図るとともに、介護する方の負担の軽減を図ります。 ① 対象者： ・介護保険申請中の方 ・要支援1・2 および要介護1の方 ・入院中で短期外泊される方 ・骨折等で短期治療により福祉用具の必要な方 ② 貸出用具： ・特殊寝台一式 ・特殊寝台付属品（テーブル） ・車いす ・歩行器 ・歩行補助杖 ・上記以外で、本会福祉用具貸与事業所が取り扱う福祉用具
養育支援家庭訪問事業	① 養育支援が特に必要な家庭に訪問介護員を派遣し、家事及び育児等の援助を行なう。 ② 訪問介護員等による家事援助、外出介助、育児補助等実施 ③ 対象者：市が認定 ④ 利用者負担：無料
訪問介護自費サービス事業	① 訪問介護事業では対象とならないサービスの提供を行なう。 ② サービス内容：生活援助、身体介護（付添い程度） ③ 対象者：介護保険サービスを利用している者および利用していない者等 ④ 利用者負担：有料 1 時間未満 1,600 円～2,000 円（30 分毎に増額）